

# 鳥取縣公報

昭和十六年十月二十四日  
第千二百七十八號

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

## 告示

### ◇鳥取縣告示第八百三十七號

國民健康保險法第十三條ノ規定ニ依リ左ノ通指定セリ

昭和十六年十月二十四日

鳥取縣知事

八田三郎

- 一 組合ノ名稱 西郷村國民健康保險組合
- 二 事務所ノ所在地 入頭郡西郷村大字中井三百三十八番地
- 三 組合ノ地區 入頭郡西郷村
- 四 組合員ト爲ルベキ者ノ範圍ヨリ除外スベキ者

(イ) 第三種所得稅年額一千圓以上ヲ納ムル者

(ロ) 左ニ掲グル者但シ世帯所屬者中被保險者タル資格アル者ヲ除ク

- 1 勞働者災害扶助責任保險ノ被保險者
- 2 職員保險ノ被保險者
- 3 組合規約ニ依リ特定メラレタル者

五 指定年月日 昭和十六年十月四日

鳥取縣告示第八百三十八號

日野郡畜産組合ニ對シ印賀臨時牛馬市場石見臨時牛馬市場開設ノ件十月二十一日付許可セリ

昭和十六年十月二十四日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

(一)

一 市場名稱 印賀臨時牛馬市場

二 位 置 日野郡大宮村大字寶谷字橋詰道下三四九番地三五〇番地

三 開設者氏名 日野郡畜産組合

四 開場日時 昭和十六年十一月自十三日自十五日至十五日三日間

五 取扱家畜ノ種類 牛、馬

(二)

一 市場名稱 石見臨時牛馬市場

二 位 置 日野郡石見村大字上石見字宮脇八一四番地八一八番地

三 開設者氏名 日野郡畜産組合

四 開場日時 昭和十六年十一月自十七日自十九日至十九日三日間

五 取扱家畜ノ種類 牛、馬

鳥取縣告示第八百三十九號

因伯牛犢生産検査規則第一條ニ依リ生産検査ヲ左ノ通施行ス仍テ昭和十六年六月二十五日ヨリ八月十日迄ニ生産シタル犢ノ所有者又ハ管理者ハ該犢ヲ所定ノ検査所ニ牽付クベシ

昭和十六年十月二十四日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

検査月日

検査場所

検査區域

牽付時刻

十月二十四日

東伯郡榮村役場附近

榮 赤碕町

一圓

午前九時

同 同

成美村大石河原

成美村

一圓

午前十一時

同 二十七日

上北條村新田

上北條村

一圓

午前九時

同 二十八日

中北條村江北

中北條村

一圓

午前十一時

同 二十九日

下北條村弓原

下北條村

一圓

午前九時

同 三十日

上中山村樋ノ口

上中山村

一圓

午前十時

同 十一月四日

浦安村家畜市場

浦安村

一圓

午後二時

同 同

花見村長和田

花見村

一圓

午前九時

同 五日

東郷、松崎村松崎

東郷、松崎村

一圓

午後四時

同 同

舍人村方地

舍人村

一圓

午後二時

同 同

泊村園

泊村

一圓

午後四時

同 同

長瀬村長瀬

長瀬村

一圓

午前九時







三 級  
四 級  
五 級  
特級  
微粉炭(沈澱粉炭ヲ含ム)

一三、五五  
二一、五五  
一八、九五

二八、八五  
二六、八五  
二四、二五

一 級  
二 級  
三 級  
四 級  
五 級

二二、七五  
二一、七〇  
二〇、三〇  
一八、九〇  
一六、六五  
一三、七〇

二八、〇五  
二七、〇〇  
二五、六〇  
二四、二〇  
二一、九五  
一九、〇〇

二 第二種 (原料用炭) (單位一應)

大口 最高 販賣 價格  
(境町、米子市貯炭場改斤渡)

等 級

特 一 級 二五、四〇  
特 二 級 二五、二〇  
特 三 級 二五、〇〇  
一 級 二四、六〇  
二 級 二四、四〇  
三 級 二四、二〇

三 第三種 (瓦斯發生爐用炭) (單位一應)  
種類及等級

大口 最高 販賣 價格  
(境町、米子市貯炭場改斤渡)

四 級 二四、〇〇  
五 級 二三、七〇  
六 級 二三、四〇  
七 級 二三、一〇

甲 特 一 級 號

二六、六〇

特 二 級 二六、三〇

一 級 二五、七〇

二 級 二五、四〇

三 級 二五、一〇

四 級 二四、八〇

五 級 二四、五〇

六 級 二四、二〇

七 級 二三、九〇

乙

特 一 級 號 二六、三〇

特 二 級 二六、〇〇

00388

一	級	二五、四〇	
二	級	二五、一〇	
三	級	二四、八〇	
四	級	二四、五〇	
五	級	二四、二〇	
六	級	二三、九〇	
七	級	二三、六〇	
第四種 (無煙炭) 粉炭 (豆塊炭、微粉炭及沈澱炭ヲ含ム)			
山口粉炭及朝鮮粉炭 (單位一廳)			
等	級	大口最高販賣價格 (境町、米子市貯炭場改斤渡)	小口最高販賣價格 (消費者持込渡)
一	級	三三、五〇	三七、八〇
二	級	三〇、七五	三六、〇五
三	級	二九、〇〇	三四、三〇
四	級	二七、六〇	三二、九〇
五	級	二六、八五	三二、一五
六	級	二五、六〇	三〇、九〇
七	級	二四、一〇	二九、四〇
八	級	二三、六〇	二七、九〇

00389

- 九 級 二一、一〇
- 十 級 二〇、一〇
- 五 本表最高販賣價格ハ日本石炭株式會社ノ販賣スル場合及石炭配給統制法第十五條ノ第一項ノ規定ニ依ル日本石炭株式會社ノ販賣價格ノ指示ヲ受ケ販賣スル場合以外ノ販賣業者 (石炭品位取締規則第六條ノ許可ヲ受ケ石炭ヲ撰別シテ賣渡ス者ヲ含ム) ノ販賣價格トス
- 六 大口最高販賣價格ハ持込場所毎ニ一ヶ月販賣數量八廳以上ノ場合ノ價格トシ小口最高販賣價格ハ持込場所毎ニ一ヶ月販賣數量八廳未滿ノ場合ノ價格トス
- 七 賀露港貯炭場改斤渡ノ大口最高販賣價格ハ本表大口最高販賣價格ヨリ一廳ニ付二五錢ヲ控除シタル額トス
- 八 第一種丙號 (字部炭) 又ハ第四種ノ山口炭ニシテ貨車モノ (炭鑛ヨリ鐵道ニ依リ直送セラレタルモノ、以下同ジ) ノ鳥取縣内各驛着貨車乘改斤渡大口最高販賣價格ハ日本石炭株式會社ノ定ムル字部炭及山口炭沿線市場地區販賣建值價格中第三區ノ價格ニ一廳ニ付第一種丙號 (字部炭) ニ在リテハ二圓四〇錢ヲ、第四種ノ山口炭ニ在リテハ二圓七〇錢ヲ加算シタル額トス
- 九 第一種丙號 (字部炭) 又ハ第四種ノ山口炭以外ノ石炭ニシテ貨車モノノ大口最高販賣價格ハ日本石炭株式會社ノ定ムル坑所販賣建值價格ニ當該積出驛ヨリ著驛ニ至ル鐵道運費ノ外一廳ニ付第一種 (一般用炭)、第二種 (原料用炭) 又ハ第三種 (瓦斯發生爐用炭) ニ在リテハ二圓四〇錢ヲ、第四種 (無煙炭) ニ在リテハ二圓七〇錢ヲ加算シタル額ヲ以テ當該驛著貨車乘改斤渡ノ價格トス
- 一〇 日本石炭株式會社又ハ石炭配給統制法第十五條第一項ノ規定ニ依ル日本石炭株式會社ノ販賣價格ノ指示ヲ受クル者ヨリ直接買受ケタル販賣業者ガ當該石炭ヲ更ニ販賣業者ニ賣渡ス場合ハ大口販賣ノ場合ニ限リ本表大口最高販賣價格ヨリ一廳ニ付一圓二〇錢 (貨車モノハ二圓一〇錢) ヲ控除シタル額トス
- 一一 持込渡ノ大口最高販賣價格ハ左表 (甲) (乙) (丙) ニ依リ算出シタル該當費用ヲ夫々大口最高販賣價格ニ加算スルコトヲ得 (販賣

業者ノ貯炭場ニ引取リタル場合モ含ム)

(甲) 貨車ニ依リ輸送スル場合

積込驛ヨリ荷卸驛ニ至ル鐵道運賃

(乙) 自動車等ニ依リ輸送スル場合

輸送距離五料迄一疋ニ付一圓五〇錢

爾後二〇疋迄ハ一料又ハ其ノ端數ヲ増ス毎ニ二〇錢

二〇疋ヲ超ユル場合ハ一料又ハ其ノ端數ヲ増ス毎ニ二五錢

(丙) 積卸等ニ際シ人夫ヲ要スル場合

貨車積込ノ場合 一疋ニ付 八五錢

貨車卸ノ場合 同 七〇錢

自動車等ニ積込ノ場合 同 四〇錢

自動車等ヨリ持込ノ場合 同 五〇錢

一二 大口販賣ノ場合ニ於テ買方ノ依頼ニ依リ粉拔ヲ爲シタル塊炭ヲ販賣スル場合ハ一疋ニ付第一種(一般用炭)、第二種(原料用炭)又ハ第三種(瓦斯發生爐用炭)ニ在リテハ一圓二〇錢ヲ、第四種(無煙炭)ニ在リテハ四圓七〇錢ヲ加算スルコトヲ得但シ持込ノ際節目四分以上ノモノトシ粉(節目四分未満ノモノ)混入重量率三%迄許容ス

一三 本表ニ掲グル小口最高販賣價格ハ米子市及西伯郡境町ニ於ケル消費者持込渡價格(容器ハ通ヒトス)ニシテ右以外ノ地ニ於ケル消費者持込渡價格ハ本表持込大口最高販賣價格ニ左記額ヲ加算シタル額トス

塊炭、中小塊炭 一疋ニ付五圓九〇錢

但シ無煙炭ニ在リテハ一〇圓九〇錢トス

粉炭、微炭粉 一疋ニ付三圓二〇錢

但シ一回ノ荷渡數量一疋未満ノ場合ニ在リテハ一回ノ荷渡數量一疋未満ノ場合ノ等級ニ依リ該當等級中最下級ノモノノ小口販賣價格トス(錢位未満ハ切上)

一四 小口販賣ノ場合ニ於ケル塊又ハ中小塊炭ハ節目四分以上ノモノトス但シ持込ノ際粉(節目四分未満ノモノ)混入重量率三%迄許容スルモノトシ三%ヲ超ユル場合ハ本表小口最高販賣價格ヨリ一疋ニ付三圓ヲ一俵(正味五〇疋)ニ付一五錢ヲ控除シタル額トス

一五 第二種(原料用炭)、第三種(瓦斯發生爐用炭)及貨車モノヲ除クノ外二種以上ノ石炭ヲ選炭セズシテ販賣スル場合(未選切込炭トシテ販賣スル場合)ノ最高販賣價格ハ當該石炭ノ等級ニ該當スル粉炭ノ最高販賣價格ニ一疋ニ付第一種(一般用炭)ニ在リテハ七〇錢ヲ、第四種(無煙炭)ニ在リテハ一圓ヲ加算シタル額トス

一六 規格外炭ニシテ石炭品位取締規則第四條但書ノ許可ヲ受ケ販賣スル場合ノ價格ハ基準炭ノ最高販賣價格ヨリ左表ノ區分ニ依リ夫々左記額ヲ控除シタル額トス

基準炭トハ規格外ノ有煙炭(規格外ノ常盤炭及宇部炭ヲ除ク)ニ在リテハ第一種甲號ノ級外、規格外ノ宇部炭ニ在リテハ第一種丙號ノ五級、規格外ノ無煙炭ニ在リテハ第四種ノ一〇級(粉炭ハ朝鮮粉炭及山口粉炭以外ノ粉炭ノ一〇級)ノモノヲ謂フ

(イ) 有煙炭 (常盤炭及宇部炭ヲ除ク)

塊炭又ハ中小塊炭

粉炭

微粉炭

四〇〇〇 カロリー 以上ノモノ

一、〇〇〇

二、〇〇〇

二、二五

三五〇〇 カロリー 以上ノモノ

三、五〇〇

三、五〇〇

二、二五

三五〇〇 カロリー 未満ノモノ

五、五〇〇

五、五〇〇

二、二五



00392

(ロ) 字部炭

- 三〇五〇 カロリー 以上ノモノ
- 三〇五〇 カロリー 未滿ノモノ
- (ハ) 無煙炭
- 三五〇〇 カロリー 以上ノモノ
- 三五〇〇 カロリー 未滿ノモノ

- 三、一〇
- 六、八〇
- 二、二五
- 四、五〇
- 二、一〇
- 四、六〇
- 二、〇〇
- 四、〇〇
- 一、七〇
- 一、七〇

◇鳥取縣告示第八百四十三號

醫療保護法施行規則第四條ニ依リ左ノ施設ヲ昭和十六年十月一日承認セリ

昭和十六年十月二十四日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

恩賜 財團 濟生會米子診療所

正 誤

昭和十六年十月三日鳥取縣令第五十二號鳥取縣青果物配給統制規則一頁下段「三行目」「七行目」二頁上段「二行目」「四行目」「末行」同下段「五行目」「六行目」「四行目」中「當該」ハ各削除

彙 報

小作料改定に就て

地主小作相協力して 増産報國に邁進せん

(農 務 課)

昭和十四年十二月、國家總動員法に基き物價抑制の國策に資すると共に、重要農産物の増産確保と農家生活の安定を期するため「小作料統制令」が實施せられ、市町村農地委員會は當該市町村の小作料の額、種別、率、減免條件など適當ならざるものがある場合、新に適當と認むるものを定めることが出来ることとなつた例へば小作料が非常にまち／＼になつてゐるとか、非常に高いものがあるとかして、土地の値打ちを充分映し出して居らない場合に、新に適當と認める小作料を定めるといつた風なのが之である

鳥取縣に於ても小作料に凸凹のあるもの、或は二石位の高率小作料のために生産費の償ひが出来ないもの等が各市町村にあるので、これを是正して小作農經營をして充實せる農業再生産を遂行

せしめ、地主小作人協力し小作料を合理化して増産報國に邁進せしめる必要がある。

例へば従來は反當一俵の肥料を施して居つたが、値上りのため半俵しかやれなくなつたとすれば、それではどうしても減産になるのであるから地主にも片棒をかついで貰つて、もとの一俵否それ以上にやり得るやうに小作料の低減に協力して貰ふといふのである。地主が土地を持つて居れば利廻りはどうなるといふやうな單なる自己の算盤勘定でなく、自己所有の農地の小作料の低減を通じて國家に御奉公して貰ふといふのである。

小作料改定は當該市町村農地委員會が、その市町村の農業事情小作事情に照し必要あれば何時でもその發意によつて着手し得るのであるが、しかし重大で困難な事業であるから、實際の取扱は縣が其の間に介在して市町村と相談してやつて居り、小作地や不在地主が多く、又小作料の高い所、凸凹の多い所、町村の熱意や希望のある所が自然先にやることになつてゐる。本縣に於ては昭和十四年度、同十五年度に西伯郡の十四ヶ村に於て實施し、内十二ヶ村は既に認可決定の運びとなり、十六年度は豫て準備中の八頭

00393

00394

郡全町村及び西伯郡の弓濱部を除く殘餘町村一齊に着手し、次で明年度は氣高、岩美、日野の三郡にこれが實行を展開して一日も早くその完成を期してゐる次第である。

次に小作料改定の具体的規程を如何なる所に置くべきかは、小作料改定の核心をなす重要事項でありそれだけ定めるのに困難である。これについては種々學說もあり、これに鳥取縣の最高土地價格及び生産費調査を當嵌めるときは何れも一石一斗以下となつて、必ずしも適正とはいへない。それで現在の小作料と、この理論的小作料との間が適當でないかも考へられるのである。よつて本縣では各町村の實情を充分加味して、縣農地調整指導員協議會や縣農地委員會に於て案を練つた結果、次の如き具体的基準が出来上つた。

因幡部地方

一、稻作水田の反當(土地臺帳による)契約小作料は原則として左の標準に依る。

(イ) 二毛作田にありては平年玄米收穫高の四割五分

(ロ) 一毛作田にありては平年玄米收穫高の四割

特別の事由あるときは右の標準を超えることが出来るが、最高一石六斗を限度とする。

二、減免及び支拂條件を附し減免率又は額の決定は、各市町村農地委員會の裁定に依るの條件を挿入すること。

伯耆部地方

一、稻作水田の反當(土地臺帳に依る)契約小作料は原則として左の標準を超えないこと。

(イ) 二毛作田にありては平年玄米收穫高の四割五分

(ロ) 一毛作田にありては平年玄米收穫高の四割

右の場合反當契約小作料にして玄米一石四斗を超えるものは一石四斗に止めること。

二、減免條件に於て減免標準額を定める場合は三割以下に止めること(二割乃至二割五分程度)。右の割を超える被害あるときは農地委員會の裁定に依るの條件を挿入すること。

即ち縣はこれに基いて今後三ヶ年間に縣下の小作料統制を圖ることとなつたのであるが、小作料改定に依つて低減された部分の小作者の消費に歸せしめないで、農地委員會に於て充分指導して必ず再生産に寄與せしめる事となつてゐる。例へば切下げられた小作料を共同に蓄積し、自作者の出資をも併せて農業機械の購入共同作業場の設立、耕地改修等に振向けることになるわけである。次に小作料争議等發生の原因は大部分が災害等に依る小作料減免

00395

問題であるに鑑み、かういふ場合は農地委員會に於て收穫前に豫め毛見を行ひ、減免率を速に定めて地主小作人共絶對これに依らしめ、争議の發生を見ないやう萬全の處置が講ぜられてゐる。

× ×

季節保育所を普及せよ

戦時下勞力の調整と

農村母性保護の爲に

(社會課)

緊迫した現下の國家情勢に於て、食糧確保は蓋し聖戰目的完遂の前途を支配する一重要問題といはねばならぬ。そしてこれが爲には勞力供給の問題がその重點となるわけであつて、その対策としては縣でもいろいろと方策を講じてゐるのであるが、差當り秋季農繁期を迎へて季節保育所の普及は是非縣一致實施しなければならぬ重要事項である。それに又近來一般職場に於ける婦人の進出はますます擴大されてゐるが、特に農村婦女の勞働は男子に代つて戦ふ農耕はもとより、育児に家事にいよゝ重責と過勞は増加し母性保護の必要は正に頂點に達してゐるといつてよいの

であつて、この點からいつても季節保育所の普及は是非なされねばならぬ喫緊事である。かくて季節保育所の使命は時局の進展と共に重大となつてゐるのであつて、全市町村全部に於ては如何なる支障困難をも排除して急速に實施しなければならぬのである。これを實施することによつて始めて協同體としての完成と皇民練成の目的も達し得られるわけである。

季節保育所の開設は隣保共助の精神を基調としなければならぬ。従つて經營主体はなるべく市町村と常會との合同經營とし、從來個人又は團體で優良な成績を擧げてゐるものに對しては勿論これを繼續するも、市町村並に常會の積極的支持と協力を加へなければならぬ。そしてこれらの經營にあつては成るべく協同によつて努めてその恒久化を圖り、金あるものは金を、物資あるものは物を、建物あるものは建物を、又勞力あるものは勞力を等いづれも共に誠意を以て提供し合ひ助け合つて、徹底せる一體感と親心によつてなされることが大切である。

従つて經營については地域内のあらゆる指導力、教育力及び勞力を動員し、中心指導者としては教育者、教養と餘裕ある婦人、保健委員等がこれに當り、助手としては全部落民男女の別なく交

互に奉仕するとか、或は餘裕ある男女青少年團員の勤勞奉仕を求め、尙村醫、保健婦の奉仕活動を得ることが必要である。又學校と連絡して女學校生徒等の保育實習を兼ね得れば好都合である。

經營は理想に偏しないで力めて實際的ならしめ、準備等も常會を通じて理解と熱意を徹底せしめて、共同作業、共同炊事等と共に隣保事業の全面的發展たらしめ、保姆を求めらるる理想に走らすして婦人會、常會等の平常活動の裡に奉仕活動旺盛にして周到綿密、不屈不撓の精神に富める子供好きの、眞に母たり姉たり得人によつてその練成を圖りたい。

設備についても成るべく各自の持寄り、簡易製作、代用品等によつて漸進的に工夫研究して本質的條件を充足するやうにし、誠意によつて不完全を補ふことが望ましい。取扱方法としては家庭的色彩を濃厚にして訓一を避け、躰の急速な矯正を避けて丈夫な身體、よい習慣、楽しい遊び、並びに榮養的な食糧を與へるやうにすることが大切である。

又、保育に當つては面道ではあつても乳兒を加へることが最も必要であつて、母性を保護する點からいつても勞力を調整する點からいつても、これを除外することは保育所の能率上その價値を減殺することが夥しいわけである。

なほ經營の始めに當つて期間、經理、献立、指導組織、助手其の他の勞力等について充分計畫を立て、且つ保育材料の配當や指導方法・遠足・遊び場・見學場所の配當、教辦物の準備等にわたつて保育案を持つことは極めて重要である。  
時局下勞力の逼迫はいよゝゝ激しくなつていくらあつても足らず、勞力供給縣たる本縣の如きも應召に徵用に、又は興亞建設のため各方面に進出する人々の激増の爲に農耕の勞力は著しく減少してゐる今日、勞力調整對策としての季節保育所の普及徹底を切に希望してやまない次第である。

本縣のラミー

第二回 豫想收穫高

(統計課)

八月十日現在を以て調査した本年の本縣に於けるラミー(第二回收穫分)の收穫見込面積は二十八町歩、豫想收穫高は二千四百六十貫であつて之を前年の收穫面積に比すれば七町三反(三割五分三厘)、前年の實收高に比すれば一千十貫(六割九分七厘)の各増加を示してゐる。

蓋し本年のラミー作(第二回收穫分)は七月上旬より下旬に亘

つて降雨が持續したため發育不良ものがあつたが、收穫面積の増加等に依つて右のやうな收穫が豫想せられるに至つたものである。尚ほ之を郡市別に示せば次の如くであるが、鳥取、米子兩市に於ては全然栽培せられてゐない。

收穫見込面積	豫想收穫高	増減 (△印減)	
		前年收穫面積ニ比シ	前年收穫高ニ比シ
岩美郡 町反 二、五	貫 四〇〇	反 五	貫 二〇〇
八頭郡 五	三〇	△ 二、三	△ 二〇〇
氣高郡 一、二	六〇	△ 一	一〇
東伯郡 二、二	一、八六〇	一〇、五	一、〇三〇
西伯郡 八	三〇	五	一〇
日野郡 一、〇	八〇	△ 一、八	△ 二〇
計 二八、〇	二、四六〇	七、三	一、〇一〇

共同炊事に就て!

勞力調整、經費節約、農村榮養  
何れより見るも速に實施を要す

(農務課)

共同炊事の必要

農村共同炊事の問題は今や勞力調整による増産の爲に、婦人の過勞防止の爲に、農民の健康と体位の向上の爲に、刻下いづれの農村に於ても實施されねばならぬ重要な事柄となつてゐる。

今農村勞力節約の點からいへば、各農家に於て主要勞務を擔當すべき主婦が毎日三度の炊爨及び食後の整理の爲に、又今度の献立はどうしようかと考へる精神的方面からいつても、如何に多大の勞働能率を削がれ且つ心身の消耗を行つてゐることかは蓋し推察に難くない。共同炊事を行ふことによつてこれらの勞力が節約されることは實に莫大のものであつて、最低二割の能率は擧げ得ると認められてゐる。

經濟的方面から共同炊事を考へると食費に於て最低一割五分、最高三割の節約は可能であるといはれ、燃料費の如きは六七割の節約が可能であり、その他農繁期臨時雇人に要する無駄な飲み食

ひの浪費は皆無となり、その上従来の日本人の米食偏重による大食が合理的な營養食に代ることによつて、生理的に節米し得る量は大体一割五分乃至二割程度にも及ぶことは既に各地共同炊事場の實驗済である。

又營養改善の上から考へると、農村では農繁期には一般に農民の体重が激減するのが普通であるし、營養的に不均衡な食糧の大食による胃腸等の消化器疾病を始め、授乳期の母性は乳汁の必泌が極度の疲勞と衰弱の爲に停止したり、貧血を起す等のこともあるのであるが、營養食の共同炊事によつてこれらの事故が解消し一般に体重も相當増加を見るに至ることも實例が示してある。

### ◆隣保精神の向上

以上のやうに各種の方面から共同炊事が農村に及ぼす効果は極めて多いのであるが、尙この共同作業による相互扶助の精神、隣組精神の向上は蓋し無形の重要な効果といはねばなるまい。

農村共同炊事は最も具現化されたる隣組精神の表現であつて、隣人が垣根を乗り越えて同じ釜の飯を食ふといふことは、健全明朗なよき部落としての出發點といふべきである。まして暇ある老人が老後の國家奉仕として飯炊きや炊事事務を擔當し、寺院の僧侶が法衣をまくつて共同炊事の爲に宗教の眞義を具現し、地主自ら小作人の爲に自家を開放して共同炊事場とし、一家總動員で小

作人の營養確保に全力を盡すといふ風に、皆が出来るだけ隣組の爲に働いて農村の爲に奉仕する氣風をあらはして來ることに成れば、隣保共助の精神は期せずして發揚されるわけである。

それに共同炊事はこの隣保精神の上からも共同作業、託兒所、共同風呂、共同購入といった他の共同施設を包含して經營されることが最も望ましいのであつて、これらの隣組乃至部落の共同作業によつて涵養される隣組精神の向上は蓋し絶大なものといふべきである。

### ◆反對者について

しかし共同の事業にはどうしてもいくらかの不賛成をとこなへる者があるものであつて、味がどうか飯が充分に食べられぬとか金がかかりすぎるとか老幼者に適しないとかいふ食はず嫌ひをいひ、又これに共鳴するものもあつてなかく實行に移し得ないことも多いものである。

けれどもこれらに對しては、賛成者だけが五軒でも十軒でも始めて實行することである。やがては眞價がわかると共に追々加入者も増して來ることはこれまた多數實施者による事實であつて、何處でも五軒が十軒になり二十軒になり、數年の後には全部を網羅するに至つてゐる。本縣でも既に昨年から本年に亘つて共同炊事を行ふ町村は益々増加し、本秋は相當多數の町村に於てこれが

實施を見ることになつてゐるが、尙計畫されてゐない町村では是非思ひ切つて實現されるやう切望に堪えない處である。以下これが開設についての要領を記して參考に資することとする。

### ◆實施要領

△種類 主食副食物はもとより、兒童や幼兒の辨當や間食、共同作業班の炊出し等いろいろあるが、綜合的に全部を實施することが効果的である。晝食だけ共同にしたり、或は一食でも自家炊事をする、共同炊事にすれば十錢か十五錢ですむ食事でも倍額も要するに至る危険がある。

△回数 朝食、晝食、間食、夕食、出来れば飲料の湯から風呂まで共同にして、各農家では農繁期中火の氣を絶つことが理想的である。

△期間 農村繁忙期二週間程度が最も適當である。五日以内では其の効果が認められず、餘り長期に亘れば實施上困難を來す。

△場所 共同炊事場の開設場所は衛生上支障のないところ、水の豊富に且つ容易に得られるところ、各戸の耕地に近い處、雨天でも實施出来るところ等考へねばならぬ。比較的適當の場所としては公會堂その他の集合所、共同作業場、農場附近の寺院等が考へられる。

△人 農業に従事しない婦人會員や女子青年團員の奉仕にまつことも一つの方法である。自治的に組内の家庭から主婦なり娘なりが交互に受持つこともよい。又多數分の炊事をするには一名のしつかりした常任炊事人を置き、適宜主婦や娘等が補助(五十食に一人位)として交代に應援するがよい。なほ多數者の共同炊事をする炊事人については傳染病保菌者の危険を防ぐ爲に一應探便検査とか健康診断をする必要もある。

△配給 一同會食することが出来れば結構であるが、それが出来難ければ食事を配給するのであるが、すべて共同炊事では飯も副食物も秤で計つて、大人當り何人分として御飯蒸器、重箱、お櫃等を利用して各戸別に分配する。配給する時は兒童や老人や勤勞奉仕人によつて配給し、又は各戸から出て運ぶこととする。

△設備 有合せもので工夫して金をかけぬこと。炊事用としての釜、鍋、調理用品、一般器具等はなるべく組合員の持寄りとする。

△献立材料 なるべく現金支出を少くして自給自足の建前に立つ。各戸で自家生産の米、麥、野菜、味噌、薪炭などを持寄り、持寄れぬ醬油、鹽、調味料の煮干、わかめ、昆布、魚肉等を産業組合や信用ある商人から安價に購入し、持寄り品も秤量して時價に換算して置いて、季節的に實施する場合はその都度共同

計算し、長期に亘るときは定期的に精算する。  
△調理 かねて榮養食共同献立をつくつて置いて、煮炊さへすればよいやうにして置く。榮養食の献立についてはよく學理的榮養的に研究して、不分明の點は縣の衛生課とか智頭保健所等に相談せられたい。

### 兵器献納資源回收 運動釀出金報告

金額	町村名
一金拾四圓貳拾五錢	日野郡米澤村
一金七圓五拾貳錢	東伯郡淺津村
一金四圓八拾錢	西伯郡縣村
一金五圓五拾七錢	東伯郡下北條村
一金七圓貳拾九錢	西伯郡大和村
一金壹圓八拾錢	西伯郡大山村
一金拾壹圓六拾五錢	西伯郡法勝寺村
一金六圓拾壹錢	東伯郡長瀬村
一金四圓拾六錢	入頭郡中私都村
一金七圓貳錢	入頭郡用瀬町
一金拾貳圓	東伯郡東郷村組合村

一金拾壹圓參拾八錢	東伯郡灘手村
一金拾八圓四拾九錢	東伯郡赤碓町
一金貳圓四錢	東伯郡上郷村
一金參圓拾錢	西伯郡上長田村
一金五圓五拾四錢	西伯郡夜見村
一金參拾四圓拾錢	西伯郡和田村

### ◎行旅死亡人

- 一本籍住所 氏名不詳 推定年齢七十歳
- 一 男女ノ別 男
- 一 人相特徴身長五尺一寸位 體格瘦セタル方 頭髮口髭鬚髭 共ニ二寸位伸ビ 一見ルンペン風ノ男子ニシテ 頭髮口髭ハ黒ク下顎鬚ハ白シ
- 一 着衣汚レタル破レ毛黒厚司 木綿縞胸着 メリヤスシャツ細紐一本
- 一 所持品 腕一個 ナベ一個 煙草入一個 十五錢在中
- 一 破風呂敷一枚
- 一 死亡ノ場所 昭和十六年九月十一日午前二時三十分頃省線西日ノ時
- 一 其他參考事項 本人ハ死亡ノ前日來西大寺驛附近ヲ乞食ヲナシ語レル言葉ニ依レバ年齢七十歳邑久郡生レ縁故者ナキ孤獨者ト述ベタル由

右心當リノ向ハ直接該村長宛照會相成度

昭和十六年十月廿四日印刷  
昭和十六年十月廿四日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣高郡大正村大字古海  
印刷所 鳥取刑務支所